

令和 8 年度諫早市小長井地域新生活支援補助金交付要領

1 目的

市は、小長井地域での新生活の開始に係る支援を行うことにより、人口減少が特に課題となっている小長井地域の少子化及び人口減少対策を強化し、地域の活性化を促進するため、諫早市小長井地域新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、諫早市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによる。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅取得費 新たに住宅を取得する際に要した費用であって、住宅の取得費のうち土地取得費用相当額を除いた金額をいう。
- (2) 住宅賃借費 新たに住宅を賃借する際に要した費用であって、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額をいう。ただし、補助対象世帯に属する者が勤務する事業所から住宅の賃借に係る手当が支給されている場合にあつては、当該手当に相当する額を除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払に係る費用をいう。
- (4) リフォーム費 新生活の開始に伴い、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に関する工事費用並びに門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用を除く。
- (5) 小長井地域 小長井町全域をいう。
- (6) 夫婦世帯 夫婦の双方又は一方が小長井地域に転入又は転

居した日（新婚世帯にあつては婚姻日）における夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯をいう。

(7) 子育て世帯 高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の子ども（胎児を含む。）がいる世帯をいう。

(8) その他の世帯 (6)及び(7)のいずれにも該当しない世帯をいう。

(9) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した又は受理された夫婦を含む世帯をいう。

3 補助対象世帯、補助対象経費及び補助額

補助対象世帯、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は諫早市小長井地域新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、夫婦世帯及び子育て世帯のうち、夫婦双方の婚姻日における年齢が39歳以下である新婚世帯を除く世帯については(1)及び(2)の書類の提出は不要とし、その他の世帯以外の世帯については(13)の書類の提出は不要とする。また、令和7年度において諫早市小長井地域新生活支援補助金の交付を受けていた世帯については(8)以外の書類の提出を省略することができる。

(1) 夫婦の双方の所得証明書

(2) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済額が分かる書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）

(3) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅取得費に係る申請を行う場合に限る。）

- (4) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費に係る申請を行う場合に限る。）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃借費に係る申請を行う場合に限る。）
- (6) 住宅のリフォーム工事に係る見積書又は工事請負契約書等の写し及び改修に要した経費の内訳が確認できる書類（リフォーム費に係る申請を行う場合に限る。）
- (7) 住宅のリフォーム工事前後の状況が確認できる位置図及び写真（リフォーム費に係る申請を行う場合に限る。）
- (8) 住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費に係る領収書等の写し
- (9) 戸籍謄本
- (10) 世帯員の住所が小長井地域内となっている住民票の写し（世帯主との続柄が記載されているものに限る。）
- (11) 転出元の住民票の除票、戸籍の附票の写しその他の小長井地域外での在住期間を確認できる書類（異動を伴わず小長井地域内で引き続き居住する新婚世帯を除く。）
- (12) 市税等の滞納がないことを証明する書類（令和8年1月2日以後に転入した世帯にあっては、前住所地における証明書）
- (13) 就業証明書（様式第3号）又はこれに準ずる書類
- (14) その他市長が必要と認める書類

5 世帯の所得の算出方法

世帯の所得は、所得証明書をもとに、申請日の属する年度の前年（申請日の属する月が4月又は5月の場合にあっては、前々年）の夫婦の所得を合算した額とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から当該所得証明書にて証明する年に係る貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

6 補助金の交付決定

市長は、4の規定による申請があった場合は、その内容を審査

の上、補助金の交付の可否を決定し、諫早市小長井地域新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

7 申請事項の変更及び承認

(1) 申請事項の変更

6の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、諫早市小長井地域新生活支援補助金変更承認申請書（様式第5号）に、4の(1)から(12)までに掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

(2) 申請事項の承認

市長は、(1)の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該変更の内容が適当であると認めるときは、諫早市小長井地域新生活支援補助金変更承認通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

8 補助金の請求

補助対象者又は7の(2)の規定により補助金の変更承認を受けた者は、諫早市小長井地域新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

9 手続の省略

規則第22条の規定により、規則第14条の規定による実績報告書の提出及び規則第15条の規定による補助金等の額の確定通知は、省略するものとする。

10 報告及び立入調査

市長は、この要領による補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）が適切に実施されたかどうかを確認するため必要があると認めるときは、補助対象者に事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができるものとする。

11 補助金の交付決定の取消し

市長は、補助対象者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要領に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

1 2 補助金の返還

- (1) 補助金の交付を受けた者は、次のアからカまでのいずれかに該当するときは速やかに市に報告し、当該アからカまでに定める額を市長が定める期限までに一括して返還しなければならない。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

ア 虚偽その他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき 全額

イ 補助金の申請日から1年以内に生活の本拠を申請時の住居から異動したとき 全額

ウ 補助金の申請日から1年を超え2年以内に申請時の住居から生活の本拠を異動したとき 補助金の5分の4の額

エ 補助金の申請日から2年を超え3年以内に申請時の住居から生活の本拠を異動したとき 補助金の5分の3の額

オ 補助金の申請日から3年を超え4年以内に申請時の住居から生活の本拠を異動したとき 補助金の5分の2の額

カ 補助金の申請日から4年を超え5年以内に申請時の住居から生活の本拠を異動したとき 補助金の5分の1の額

- (2) 前項イからカまでに規定する「生活の本拠を異動したとき」には、小長井地域内における転居は含まないものとする。

- (3) 市長は、第11条の規定により交付決定を取り消した場合又は(1)の規定による報告があった場合において返還を命ずる

ときは、諫早市小長井地域新生活支援補助金交付決定取消及び返還通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

1.3 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

別表

区分	補助対象世帯	補助対象 経費	補助額
夫婦 世帯	<p>次に掲げる全ての要件（新婚世帯にあっては、(1)を除く。）を満たすものとする。</p> <p>(1) 夫婦の双方又は一方の申請時における住所が、令和8年1月1日以降に小長井地域内に住民票を異動していること。</p> <p>(2) 夫婦の双方又は一方の転入前又は転居前の住所が、1年以上小長井地域外にあること。ただし、小長井地域内に婚姻前から居住し、婚姻後も同地域内に居住する新婚世帯を除く。</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。</p> <p>(4) 市税等を滞納していないこと。</p> <p>(5) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(6) 補助金の申請日から5年以上、小長井地域に継続して居住する意思を有していること。</p> <p>(7) 同一世帯内において、過去に</p>	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支払が完了している住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費（小長井地域内にある住居に係るものに限る。）とする。</p>	<p>住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費を合計した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯当たり75万円（夫婦の双方又は一方が市外からの転入者である場合は150万円、夫婦の双方が小長井地域内に居住している新婚世帯であるときは50万円。ただし、夫婦の双方が小長井地域内に居住している新婚世帯であって、夫婦の双方の婚姻日における年齢が29歳以下、かつ、世帯の所得が500万円未満の新婚世</p>

	補助金、諫早市新生活支援補助金及び諫早市移住支援金の交付を受けた者（前年度から引き続き住宅賃借費に係る補助金の交付を受けようとする者は除く。）がないこと。		帯であるときは60万円）を上限とする。
子育て世帯	次に掲げる全ての要件（新婚世帯にあつては、(1)を除く。）を満たすものとする。 (1) 父母の双方又は一方の申請時における住所が、令和8年1月1日以降に小長井地域内に住民票を異動していること。 (2) 父母の双方又は一方の転入前又は転居前の住所が、1年以上小長井地域外にあること。ただし、小長井地域内に婚姻前から居住し、婚姻後も同地域内に居住する新婚世帯を除く。 (3) 生活保護法による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。 (4) 市税等を滞納していないこと。 (5) 諫早市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (6) 補助金の申請日から5年以上、小長井地域に継続して居住す	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支払が完了している住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費（小長井地域内にある住居に係るものに限る。）とする。	住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費を合計した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯当たり100万円（父母の双方又は一方が市外からの転入者であるときは200万円、父母の双方が小長井地域内に居住している新婚世帯であるときは50万円。ただし、父母の双方が小長井地域内に居住している新婚世帯であつて、父母の双方の婚姻日に

	<p>る意思を有していること。</p> <p>(7) 同一世帯内において、過去に補助金、諫早市新生活支援補助金及び諫早市移住支援金の交付を受けた者（前年度から引き続き住宅賃借費に係る補助金の交付を受けようとする者は除く。）がないこと。</p>		<p>おける年齢が29歳以下、かつ、世帯の所得が500万円未満であるときは60万円。）を上限とする。</p>
その他の世帯	<p>次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 申請者の属する世帯の申請時における住所が、令和8年1月1日以降に小長井地域内に住民票を異動していること。</p> <p>(2) 申請者の属する世帯の転入又は転居前の住所が、1年以上小長井地域外にあること。</p> <p>(3) 申請者の属する世帯のうち、一人以上が就業していること。</p> <p>(4) 生活保護法による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。</p> <p>(5) 市税等を滞納していないこと。</p> <p>(6) 諫早市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(7) 補助金の申請日から5年以上、小長井地域に継続して居住する意思を有していること。</p>	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支払が完了している住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費（小長井地域内にある住居に係るものに限る。）とする。</p>	<p>住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯当たり10万円（市外からの転入者であるときは20万円）を上限とする。</p>

<p>(8) 同一世帯内において、過去に補助金、諫早市新生活支援補助金及び諫早市移住支援金の交付を受けた者（前年度から引き続き住宅賃借費に係る補助金の交付を受けようとする者は除く。）がないこと。</p>		
---	--	--

備考

- 1 諫早市移住支援金との併用は不可とする。
- 2 地域少子化対策重点推進交付金以外の国の各種補助制度との併用は不可とする。
- 3 住宅取得費、住宅賃借費、引越費用及びリフォーム費について、夫婦世帯にあつては夫婦のいずれか、子育て世帯にあつては父母のいずれか、その他の世帯にあつては世帯員のいずれかの名義で契約をし、費用を支払っていること。
- 4 住宅賃借費は、当該住宅の賃借を開始した日の属する月から起算して12月を経過する月までを補助対象（前年度に住宅賃借費に係る補助金を受けた場合は、当該補助金の対象となった月を除く。）とする。
- 5 リフォーム費について、施工業者に依頼してリフォームを行う場合は、当該施行業者が市内に本店、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者である場合に限り補助対象経費とするものとする。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。
- 6 リフォーム費について、施工業者に依頼せず、補助対象者が自ら又は家族、友人等に依頼してリフォームする場合は対象としない。
- 7 リフォーム費について、賃借した住宅をリフォームする場合は、住宅賃貸借契約書等により修繕費用負担が借主側にあることがわかる場合に限り補助対象経費とする。